

亀山市まちづくり基本条例  
「基本的な考え方」

亀山市まちづくりの基本を定める条例を考える会

# 亀山市まちづくり基本条例

## 「基本的な考え方」 条文構成

前文	3
第1章 総則	
第1条（目的）	4
第2条（位置付け）	5
第3条（まちづくりのあり方）	6
第4条（用語の定義）	7
第5条（まちのあるべき姿）	9
第2章 まちづくりの基本原則	
第1節 市民自治	
第6条（平和と人権尊重）	10
第7条（市民自治）	11
第8条（市民自治を守る市民の権利）	12
第9条（市民の活動の尊重）	14
第2節 まちづくり活動のあり方	
第10条（まちづくり活動の基本）	15
第11条（まちの自然の保全（環境、景観など））	16
第12条（子ども）	17
第13条（地域の安全・危機管理）	18
第14条（市民のまちづくり活動）	19
第15条（議会のまちづくり活動）	20
第16条（行政のまちづくり活動）	21
第3節 市民の行政への参画	
第17条（市民の行政の施策への参画）	22
第18条（事業者の参画）	25
第4節 総合計画	
第19条（市民の総合計画への参画）	26
第20条（その他の計画と総合計画との整合性）	27
第3章 市民活動の中間支援	
第21条（協働を支援する機能の拡充）	28

第4章	情報公開	
	第22条（情報公開、情報共有）	34
第5章	議会及び行政のあり方	
	第1節 議会及び行政のあり方	
	第23条（議会のあり方）	36
	第24条（行政のあり方）	38
	第25条（市長のあり方）	39
	第26条（職員のあり方）	40
	第2節 監視・監査機能の充実	
	第27条（監査機能の充実）	41
	第28条（コンプライアンス委員会）	42
第6章	住民投票	
	第29条（住民投票）	44
第7章	他の団体及び関係機関との連携	
	第30条（他の団体及び関係機関との連携）	45
第8章	実効性の確保	
	第31条（実効性の確保）	46

## 前 文

私たち亀山市民は、先人の労苦により豊かな自然に恵まれ、悠久の歴史の中で生かされてきました。

私たちは、それぞれの価値観を持って豊かな社会を作るために努力してきましたが、人口減少社会を迎え、これまでのような市民サービスを受けることが困難になることが予想されます。

また、経済は進展し生活は便利になりましたが、物の豊かさの陰で、社会的な格差が広がっています。温暖化や戦争などにより、地球は壊されはじめています。私たちは、10年後にこころ豊かに暮らしていけるでしょうか。

だからこそ今、市民と議会、行政が協働し、それぞれの役割を持って、まちづくりを進めていかなければなりません。

みんなが助け合い、幸せに暮らせるまち、住んでみたい・訪れてみたい平和なまち  
- そんなまちを実現するため、この条例を制定します。

亀山市に関係するみんなの良心、叡智、一步一步の努力により、本条例が名実ともにわがまちの最高規範となることを願っています。

さあ、みらいを託す子どもたちのために、ふるさと亀山のために、できることから始めようではありませんか。

### <理由>

私たちが議論してきたなかには、条例の各条文には盛り込むことのできない、まちづくりの基本となる条例を創っていこうとする思い、亀山をみんなの力でより良くしていきたいという思いがあります。そうした思いを記すために前文を付けます。

## 第1章 総則

### 第1条（目的）

この条例は、協働・参画や地域づくりの基本的なルールをつくることによって、市民が主役の亀山市らしいまちづくりを、市民、議会及び行政が対等の立場で実現することを目的とする。

#### <理由>

地域づくりとは、コミュニティや自治会など限定された地域の中で、人と人の結びつきを大切にした地域をよくしていく活動です。まちづくりとは、地域づくりに加えて全市的な様々な目的を持った、人と人・地域と地域のつながりを大切にした亀山市らしい活動です。

この条例により、まちづくりにおいて市民、議会及び行政が対等な関係にあることを明らかにします。

この条例が制定され、多くの市民がまちづくりに積極的に参加することによって、亀山市らしいまちづくりが実現することを願っています。

亀山市らしいとは、人と人とのつながりを大切にした、お互いの顔の見えるきめ細やかなまちづくりの活動の総体です。

## 第2条（位置付け）

この条例は、亀山市のまちづくりの基本理念を示すものであり、この条例の理念は、亀山市のまちづくりにおいて最大限尊重するものとする。

- 2 他の条例や規則等の制定及び改廃、計画等の策定を行う場合には、この条例との整合を図るものとする。

### <理由>

本条例は、今後の亀山市のまちづくりを進めるうえでの基本理念として最大限尊重されるべきことを規定します。

他の条例等を制定・改廃する場合や今後の市の施策について、本条例との整合性を図ることを規定し、理念条例としての本条例を位置づけます。

**第3条（まちづくりのあり方）**

亀山市のまちづくりは、市民、議会及び行政が、対等の立場にたち、互いを尊重し、相互に高めあいながら行うものとする。

**<理由>**

市民、議会及び行政を、まちづくりの主体と定め、その関係が、対等であり、相互に尊重しあい高めあうものであることを規定します。

#### 第4条（用語の定義）

##### 1. 住民

市内に住所を有する人  
市に外国人登録をしている人

##### 2. 市民

住民  
市内に居住する人  
市内で就業する人  
市内で就学する人  
市内に事務所を有する法人その他の団体

##### 3. 市民等

市民  
利害関係を持つ人  
納税している人  
旅行者、市内通過者  
趣味、習い事に来ている人  
亀山にルーツを持つ人  
亀山に興味関心を持っている人  
市内で活動する人等

##### 4. 地域の団体

自治会、地区コミュニティ等地域づくりを行う団体

##### 5. 参画

市民が、まちづくりの様々な活動や施策に対して、企画・実施・評価の段階に主体的に参加し、亀山市らしいまちづくりを実現していくこと。

##### 6. 協働

市民が互いに、また市民と行政が、それぞれの持つ特性を活かしながら、役割分担・連携・補完・協力を図り、住みよいまちにするという共通の目的に向かって、対等の意識で共に取り組むこと。

#### <理由>

外国人登録をしている人も住民の中に規定し、共に地域づくり・まちづくりをしていくこととします。

市内に事務所を有する法人や団体は市民に規定し、まちづくりの重要な役割を担うものとします。

#### <議論の経緯>

市民のほか、旅行者や亀山を故郷と思う人々など亀山市に関わる多くの人が市民として定義できないかと検討しました。権利や義務を定める条例に規定することには無



理があるとの議論もありましたが、今後、亀山市に関わる多くの人々が広く地域づくり・まちづくりに参加することを願って「市民等」として改めて定義しました。

## 第5条（まちのあるべき姿）

まちのあるべき姿については、次のように定める。

- （１）古きよきものと新しいものが共存し、お互いの魅力を高め合う中で、歴史・文化を創造し、継承していくまち
- （２）豊かな自然と産業が調和し、循環型の快適な生活環境をつくっているまち
- （３）地域の特性を大切にしながら自由に行き来できる生活環境があり、福祉・教育が充実しているまち
- （４）人と人がつながり、主体的に様々な活動に参画し、すべての市民が希望と誇りを持っていきいきと生活をしている、活力のあるまち
- （５）人がそれぞれ個性を認め合い、性・年齢・国籍のちがいを、障がいの有無に関係なく、だれもが尊重し合い、助け合って暮らしているまち
- （６）すべての市民が平和を希求し、自らの住むまちに愛着を持ち、安心・安全で快適に暮らしているまち

### <理由>

亀山市をどんなまちにしたいのか、みんなが共有するべきまちづくりの目標を規定します。

今後の亀山市のまちづくりにおいては、これらの目標を実現するために、市民、議会及び行政が協働し、すすめることとします。

### <議論の経緯>

「性」という言葉の表記をめぐって、「性別」ではないかという議論がありました。なぜ「性」なのかについては、性別だと男女、男と女で性が分かれているから性別という使い方が今までは一般的でした。しかし、性同一性障害の方や同性愛の方もいて、そういう人達も同じ市民の1人として皆で尊重していこうということをこの条例で謳おうとしているとすれば、性別を問われることで苦しむ人の気持ちを考えると、「性」という字の方がよいのではないかということで「性」を使うことにしました。

また、「障がい」という言葉の表記をめぐって、亀山市の他の条例では、「障害」と漢字を用いているので、それにならうべきかどうかと議論がありました。三重県をはじめ、この語の表記をめぐっては活発に議論が行われています。亀山市でも、まちのあるべき姿を実現するための様々な活動に際して、「障がい」という言葉の表記とその含意について、今後、議論が行われることを期待して、あえて、漢字を用いないこととしました。

## 第2章 まちづくりの基本原則

### 第1節 市民自治

#### 第6条（平和と人権尊重）

すべての市民は、基本的人権と平和で豊かで安心して暮らせる権利を有する。

2 すべての市民は、その実現と向上のため不断の努力を続けるものとする。

3 市民、議会及び行政は、一人ひとりの考え方・価値観・信条、出身地、国籍、人種、民族、性、年齢、宗教、職業、障がい・病気の有無などの違いを尊重して、様々な活動や行動を通じてお互いの理解を深めるよう努める。

#### <理由>

地域のことは市民の参加を得て、市民の意思に基づき、その責任において行い、そのためには、市民一人ひとりが主役であること、それぞれの人権が保障され、その個性及び能力が十分に発揮されることが必要であるとの理由で市民自治の権利宣言を行います。

すべての市民は、幸せに暮らせる権利を有し、お互いの人権を認め合い、ともに個人として尊重される地域社会を実現するよう努め、すべての市民が幸せになるために自ら発言し行動します。

## 第7条（市民自治）

市民みんなが幸せに生きることができる亀山市は、市民が主人公である。

- 2 市民は、まちづくり・地域づくりへの参加が自治を守り、継続・発展させるものであることを認識し、その拡充に努めるものとする。

### <理由>

市民自治の原則として、市民は、幸せに生きていけるまちを、自らの力で創り守っていく義務を負い、また、まちづくり・地域づくりの活動は、自主性及び自立性が尊重されることを規定します。

市民は、地域における自治会活動、コミュニティ活動、ボランティア活動等の社会貢献活動、その他の活動を推進するために自主的に組織をつくり、他の何人からも干渉されず、まちのあるべき姿の実現に向けて、自由に自立した活動を行い、地域の諸課題の解決に向けて自ら活動し市民自治を実現するため、まちづくりを主体的に行うことを規定します。

## 第8条（市民自治を守る市民の権利）

市民は、市民自治を継続するために次の権利を積極的に行使するよう努める。

(ア) 選挙に立候補する権利。

(イ) 立候補しないときは投票に参加する権利。

(ウ) あらゆる機会において発言する権利。

2 市民、議会及び行政は、市民が前項の権利を確実に行使できるように、学校、社会などいろいろな場所・機会において継続的に学習・啓発に取り組まなければならない。

### <理由>

市民自治を支える基礎は民主主義です。現代民主主義では、代議制がその基本となるので、選挙権・被選挙権の行使を含め、市民自治の基礎である民意の表し方について規定します。

第1項（ア）及び（イ）でいう選挙は、国会・県議会・市議会の議員や首長の選挙だけではなく、自治会役員、PTA役員や農業委員会等身近な組織の代表を選ぶ場合も範囲としています。

そして、民意の表し方を（ア）選挙に立候補する、（イ）投票に参加する、（ウ）いつでも発言するなど、市民の意思を自治に反映させていく仕組みを規定しています。

市民の責任をもった発言と行動は、最大限に尊重されなければなりません。

市民一人ひとりの考え方・価値観、など多様性を尊重していく中で、選挙によって市民は、立候補する権利、投票にいく義務、選挙によってまちづくりを進めていく、担っていくという責務に取り組んでいく必要があります。

責務であり、押し付けるのではなく個人個人が責任を持って行うという認識を持つことが必要です。

この権利は市民自治の基本であり、市民・議会・行政は、学校教育、社会教育学習等あらゆる機会において継続的に学習・啓発について取り組まなければならないことを規定しました。

選挙に立候補する権利や投票に参加する権利を行使できるよう学習や啓発に取り組む事務は、行政では選挙管理委員会が行っており、議会が直接的に行うことではないと思われませんが、市民自治を形づくる重要な役割を議会も担うべきであり、広い意味では議会も取り組むべきであるとの考えから明記しました。

### <議論の経緯>

民意を決める仕組みとして 選挙を実施することも重要な権利であるとの趣旨から、選挙に立候補するがスタートではなく、前段に選挙の実施を求める権利を入れて（ア）選挙の実施を求める（イ）選挙に立候補する（ウ）投票に参加する（エ）いつでも発言するとする提案がありました。

選挙という仕組みがない場合に、民意を決める仕組み（選挙）を作ることは重要で

あるとの観点からの議論が交わされました。

選挙の実施を求めることは、市民の権利ではありますが、選挙という仕組みを作るかどうかは、当事者間で民主的な方法により決められるべきものと考えます。この場合、多数決という方法が採られるかもしれませんが、これも当事者間で決めることでもあります。

例えば、自治会役員を選ぶとき、前役員の推薦や戸数の多い場合は班の輪番でとか、必ずしも選挙を行っていない例が多くあることが紹介されました。これは、慣例ですが、それはそれで当事者間では民意として受け入れられているものと解釈できます。

この例にあるような自治会等の役員選出のあり方などについては検討を要すると思われませんが、この慣例が、受け入れられない当事者は、これを改善する（例えば、選挙を実施するという）提案をすることになります。

提案や要求は、意見を述べることであり、(ウ)いつでも発言する権利を行使することに他なりません。したがって、あえて選挙の実施を求める権利を付け加える必要は無く(ウ)いつでも発言する権利に含まれるものと解釈することにしました。同時に、「いつでも発言する」権利の行使の際には、相手の主張に耳を傾ける、議論を尽くす、合意形成を図るという「熟議民主主義」への理解を深める必要性があることを注記しておきます。

**第9条（市民の活動の尊重）**

まちづくりのために、市民の自由な発言と行動は、最大限に尊重される。

2 市民は、まちづくりのために活動する団体を自由に組織することができる。

3 まちづくりへの参画は、それぞれの市民の意思によるものであり、すべての市民は、まちづくりへの参加不参加に関わらず、市民としての権利は保障される。

**<理由>**

まちづくり活動のためには、参加する市民一人ひとりの人権が保障される中で、その個性及び能力が十分に発揮されることが必要です。

市民は、お互いの人権を認め合い、ともに個人として尊重される地域社会を実現するよう努めなければなりません。

市民は、自己の判断と責任を基本としつつ、互いを尊重し、主役としての自覚と誇りを持って、主体的な発意と創造でまちづくりを進めるものとします。

まちづくり活動への参画は、それぞれの市民の自発的意思に基づくものであります。すべての市民は、まちづくり活動への参画の有無をもって市民としての権利を侵害されることはないということは重要なことであり明記しました。

## 第2節 まちづくり活動のあり方

### 第10条（まちづくり活動の基本）

まちづくり活動は、共通の目的のもと、市民、議会及び行政それぞれが持っている人材、資材、資金、情報、場所、知識、技術などを相互に活かして行う。

#### <理由>

まちづくり活動の共通の目的は、「市民が平和で安心・安全なまちで幸せに生きていけるまちをつくる」ことにあります。

これからのまちづくり活動は、市民・行政・議会が対等の立場で、それぞれが持っている社会資源（人材、資金、情報、場所、知識、技術など）を有効に活用して行っていくことが必要です。

その際には、市民・議会・行政が単独で活動に必要となるすべての社会資源を持っているとは限りませんし、それぞれが得意とする資源もあるため、役割分担が重要となります。

それぞれの必要性和社会資源をマッチングさせていくことが協働を成功させることとなります。特に、市民のまちづくりの現場となる地域の課題の解決のためには市民相互、市民と議会・行政の協働は欠かせません。



第11条(まちの自然の保全(環境、景観など))

市民等、議会及び行政は、まちづくりにあたっては、景観や環境の保全に十分に配慮する。

2 市民等、議会及び行政は、相互に連携し、市内の土地が無秩序な開発、自然放置といった状態とならないよう努める。

<理由>

国、県、市、事業者が行う事業については、市民(地域)の景観や環境に対する意向や願いを尊重する計画として進める必要があります。

また、保全すべき環境としては、生活権である快適生活権や日照権などにも十分配慮する必要があります。

無秩序な開発、耕作放棄された田畑や管理放棄された森林は、環境や景観に大きな悪影響を与えるため、抑止したいが、田畑や森林の所有者や管理者だけで対応することが難しい場合もあるため、そのような場合には関係者、市民、行政や事業者などが連携し抑止を図ろうとするものです。

<議論の経緯>

次のようなご意見を市民からいただきました。

今後、団地や集合住宅が高齢化により自然放置されるという事態予測される。

このような建造物については、土地に含まれるものと考えてことにしました。

生活権(快適生活権・日照権・景観権)などにも十分配慮する。

## 第12条(子ども)

大人は、子どもの権利を尊重し、平和で安全・安心なまちで、亀山市の未来を担う子どもをすこやかに育む責務を有する。

2 大人は、子どもが自分自身を愛すると共に、あらゆることに思いやりのある人間に成長するよう支援に努めるものとする。

3 市民、議会及び行政は、障がいのある子どもを、平等に一人ひとり独自の人格を持つ生活主体者として尊重し、人間としての尊厳を維持するだけの生活を保障する。

4 市民、議会及び行政は、子どもがその発達段階に応じて自らの立場で発言し、まちづくりに参画できるようにしなければならない。

### <理由>

子どもは、児童憲章において「人として尊ばれなければならない」と明記されています。

地域全体で子どもの成長を育むという姿勢を貫きたいと考えます。

「子どもの権利条約」の趣旨を積極的に生かしています。特に、国連からも勧告を受けた子どもの教育における競争の激化などの状況を踏まえ、十分な余暇・休息を保障することが大切であります。

意見表明権についても、その機会を保障し、聴取する取り組みを行うことを大人の責務としました。

また、市民の定義には子どもも含まれており、市民の一員として子どももまちづくりに参画できるよう大人は努めなければなりません。

### <議論の経緯>

地域全体で子どもの成長を育むというこれに関連して、昨今の経済状況の変化が、家庭間の格差をもたらしたことで子どもに与えている影響などに左右されない姿勢が大事だという意見も出されました。

### 第13条（地域の安全・危機管理）

市民、議会及び行政は、まちづくりにあたっては、地域の安全・危機管理に十分配慮する。

- 2 市民は、災害や犯罪などから、自らと他の市民を守るため、連携・相互協力してこれに備えるものとする。
- 3 行政は、常に災害や犯罪などから、市民の生命と財産を保護する責務を有する。
- 4 市民及び行政は、災害や犯罪などに備え、協働で緊急時の対応と復旧に関する計画を策定すると共に、これに伴う体制を整備し、情報の収集、伝達及び公開、訓練などを行う。
- 5 これらの活動においては、警察、消防などの関係機関をはじめ、国、県及び他の自治体との連携を十分に図る。
- 6 前各項の実施に当たっては、高齢者、子ども、障がい者、外国籍住民その他の者について特に留意しなければならない。

#### <理由>

安心・安全は、市民が平和で幸せに生きるための基本です。

ここでは、市民の安全・安心を確保するために市民、行政、議会が、相互に連携して行動することを規定しています。

このうち、いわゆる災害弱者といわれる「高齢者、子ども、障がい者、外国籍住民その他の者」に対しては、格別の注意を払う必要があることを特に明記しました。

#### 第14条（市民のまちづくり活動）

市民は、自己の判断と責任を基本としつつ、互いを尊重し、主役としての自覚と誇りを持って、主体的な発意と創造でまちづくりを進めなければならない。

2 市民は地域課題を解決するためにコミュニティ活動、自治会活動、社会貢献活動等に参画するものとする。

#### <理由>

まちづくりの主役はあくまでも市民であるため、市民にはまちづくりに関する権利を有すると共に、責任が存在することを明らかにしました。

#### <議論の経緯>

まちづくり活動は無償のボランティアが基本ということではないという議論がありました。

これは、市民の活動は、ボランティア（自発的）として無償の活動と見られがちです。一過性の活動であれば無償であっても高い意識で動けるものですが、まちづくり活動は未来永劫に続くものであり無償であれば決して長続きしないという議論でした。

「まちを良くする」ことと「所定の対価を得る」ことというインセンティブが市民のモチベーションをあげるために必要なことであることを明記しておきます。市民、議会及び行政は、この意見を踏まえて、市民が単なる下請けではないこと、更に、市民のまちづくり活動は行政のお手伝いではないことを改めて認識してもらいたいと思います。

#### 第15条（議会のまちづくり活動）

議会は市民の代表であるとの認識に基づき、次によりまちづくりに取り組むものとする。

- （１）議会の立場を活かして、市民の期待に応える活動を行う。
- （２）市民の様々な意見や提案を施策などに反映させる。
- （３）市民及び行政と連携してまちづくり活動を行う。

#### <理由>

議会は、市民及び行政とともに、まちづくり活動の主体ですが、議会がまちづくり活動に果たすべき役割には、選挙によって選ばれた市民の代表の活動として、市の意思を表明するなど特別な意義があります。そこで、議会のまちづくり活動について、市民が期待することをまとめました。

#### <議論の経緯>

市民が期待する、まちづくり活動における議会の関わりについて議論を行い、案をとりまとめました。当初はこれを基に議会とも意見交換を行ったうえで、さらに整理を進めるつもりでありましたが、議会において「議会基本条例」制定の議論が始まっていることおよび、議会との意見交換も実施出来なかったことから、会の条例案としては基本的な内容を記載することにとどめることにしました。

議会においては、市民のこの想いを「議会基本条例」に十分に反映されることを希望します。

**第16条（行政のまちづくり活動）**

行政は、市民及び議会と連携して、次によりまちづくりに取り組むものとする。

- （1）地域課題の解決に向けて地域の実情に即した施策を、市民参画により進める。
- （2）公正・透明・客観性を確保したまちづくりを行い、説明責任を全うする。
- （3）まちづくりを市民とともに進めるための体制を整備する。

**<理由>**

まちづくりは市民が主役ではあるが、行政は、まちづくりにおいて、市民ともっとも密接に連携していることから、行政のまちづくり活動について規定したものです。

特に、地域課題の解決に際しては、地域の事情を踏まえ、地域の市民の意見を聴くために、市民参画により進めることが重要です。

また、まちづくりに対する行政側の体制整備については、第21条に規定する協働を支援する機能の拡充を図るためのものも含まれます。

### 第3節 市民の行政への参画

#### 第17条（市民の行政の施策への参画）

市民は、行政のあらゆる施策の実施に参画する権利を有する。

2 行政は、市民生活に直結する重要な施策を実施するときは、市民の意見や提案が反映されるように、施策の必要性の検討段階から、実施の経緯、終了後の評価にいたるまで、市民の参画を求めるものとする。

3 行政は、市民の参画を、次の方法により行う。

(ア) 施策の必要性及び施策の実施計画案・費用計画案等の施策の検討に必要な情報を公表する。

(イ) 市民の参画は、審議会等に直接参画する機会と、公聴会など広く市民から意見を聞く機会を組み合わせで行う。

(ウ) 市民参画については、その経緯を公表する。

(エ) 前各号の実施にあたっては、別に定めるところによる。

4 行政は、市民が参画していない施策について、市民からの意見・提案等があった場合は、施策の改善を検討し、当該市民に対し回答するとともに、原則公表するものとする。

#### 第1項について

##### <理由>

議会の議決を経て実施される行政の施策について、その計画から実行、評価の全過程において、市民が参画する権利を規定したものです。

行政の施策は、多くの場合、議会の議決を得て実施されます。

議会は、二元代表制として市長の施策を審議して議決し、議決に従って市長がその施策を実施することになります。議会は市長のチェック機関の役割を担っています。

しかし、選挙によって選出された議会・市長であっても、特に亀山市の将来を決めるような重要な施策の場合、その都度、議会と市長がそれぞれの立場から、市民に判断を求める必要があります。それが市民・議会・行政が対等のまちづくりのあり方と考えます。

##### <議論の経緯>

議論のなかでは、選挙公約の実効性について、議論がなされました。

そこでは、「市民は、市長と議会の選挙に当たって、公約に対して投票し信任したものである。従って、公約は、施策の詳細が述べられていなくてはならない。しかし、実際は、

- (1) 選挙のときに施策の詳細について検討することは物理的にも不可能な場合がある。
- (2) また、施策を実施する場合に、選挙時と状況が変わって公約にはなかった要素が加わることも予想される。

更に、4年間の任期中には公約にはない施策を実施する必要もある。」

ことから、行政に対する市民参画の必要性が指摘されましたが、これは、将来的には、選挙にあたってのマニフェストの必要性を示唆する議論でありました。

また、市民に判断を求めるには、選挙、住民投票、施策実施への市民参画の方法が考えられるとの議論もありましたが、選挙については、公職選挙法の自由度が低いこと、住民投票については、別条で規定することから、この項は、このうちの行政の施策への市民参画について規定することとしたものです。

## 第2項について

<理由>

行政が、市民参画を求める例を示したものです。

市民参画が必要と判断される計画の選択は、行政に判断にゆだねられます。これは、あらゆる施策を市民参画の審議会等に諮っていたのでは、その施策の実施が遅れるであろうし、行政事務全体の停滞につながりかねない。日常の市民生活に重大な影響を及ぼす施策については市民参画によるものとし、それ以外は行政の判断で施策を実施すればよいと考えたものです。

また、市民参画は、施策の実施の全ての段階で行うことが必要であることを踏まえた規定となっています。

「市民生活に直結する重要な施策」とは、必ずしも事業費や影響を受ける市民の人数の多寡などに左右されるのではなく、市民の生活との関係性から判断することが必要です。

重要性の判断については、まちづくり基本条例推進委員会が参画して決定する方法もあります。

## 第3項について

<理由>

市民参画の具体的な方法を規定したものです。

市民参画の目的は、施策に市民の持っている知見を活かすことと考えます。

市民参画を確実にを行うには、参画を求める施策について、詳細な情報を市民に提供することが重要です。

施策の検討に必要な情報には、財政計画案・施策を実施した場合の効果の予想・費用対効果に係る情報などが含まれます。

また、市民に求められるのは、行政の施策に参画することによって、自らまちづくりをしていくという意識改革であると考えます。同様に、行政においても市民の意見を聴かなければならないという意識改革が必要となります。

審議会等には3分の1以上の公募委員の参加が望ましい、同一の人が1人で複数の委員会等に参加するよりも、多くの人に参加することが望ましいという意見もありました。

市民参画の手法として、審議会・検討委員会・協議会のいわゆる会議方式と公聴会・アンケート・パブリックコメントのいわゆる意見提出方式を組み合わせることとしたのは、会議方式で行政と討論した結果を更に広く市民の意見を聴くことにより多数の



市民の意見を聴くことができるからです。

#### 第4項について

<理由>

第2項によると、市民参画を求める施策の選択は、行政の判断にゆだねられます。しかし、市民が参画していない施策においても、実施中に、計画時には考えられなかった問題点や現地との不具合もありうることです。

この項は、施策についての市民からの意見・提案等への対応を規定したものです。同時に、これらの経緯について公表するための仕組みを整備する必要があります。

### 第18条（事業者の参画）

事業者は、地域における社会的存在と責任を自覚して、まちづくりに参画するよう努めるものとする。

2 事業者は、事業者の持っている土地、資材、人材、資金、技術、情報などの資源を活かして、まちづくり活動に参画するものとする。

### 第1項について

<理由>

事業者の参画について規定しています。

事業者には、地域において生かされており、地域を活かしているという気概を持って、事業活動を継続していく中で、まちづくりに参画することを期待しています。

### 第2項について

<理由>

まちづくりへの取り組みにおいて、事業者の他の市民との違いは、多くの場合、企業として一市民を超えるポテンシャルを有していると思われることから、組織的な対応を期待したものです。

事業者の持っている土地、資材、人材、資金、技術、情報等の資源は、一般的に個々の市民より質・量ともに豊富で、この資源を有効に活用してまちづくりに参画していただくとともに、単なる参画だけではなく、その資源でもって市民、行政、議会のまちづくり活動への支援を期待するものです。

## 第4節 総合計画

### 第19条（市民の総合計画への参画）

まちづくりの最上位計画は、総合計画である。

- 2 行政は、総合計画及びそれにもとづく重要な施策の立案、実施、評価・見直しは、市民参画により行う。

#### <理由>

総合計画がまちづくりの最上位計画であることを明確にし、それにもとづく重要な施策への市民参画は、第17条の規定により実施します。

**第20条（その他の計画と総合計画との整合性）**

行政は、計画を策定又は変更するときは、総合計画に対する整合を図らなければならない。

**<理由>**

行政は、総合計画を策定又は変更するときは、亀山市のほかの計画、国、県、事業者の計画との調整を図ることを規定します。

本条は、それについての規定であり、これらの計画に対応する計画であっても総合計画との調整が必要なことを規定しました。

## 第3章 市民活動の中間支援

### 第21条（協働を支援する機能の拡充）

市民及び行政は、市民のまちづくりのために、市民相互及び市民と行政との協働を中間的立場で調整・支援する機能の拡充を図るものとする。

2 市民が前項の機能を拡充する組織を設置した場合には、行政は、その組織が健全な運営を継続できるようになるまでの間、財政的、人的等の必要な支援を行うものとする。

3 組織の形態及び運営等については別途定める。

### 第1項について

#### <理由>

まちづくりは、市民、議会及び行政が対等で行われなければなりません。

来るべき少子高齢化時代は、「新しい公」の時代です。

市民が、自ら、「できる範囲の公共的領域を担っていく」気概が、持続可能な亀山市を創っていくこととなります。

この条例のポイントは、参画と協働により市民自治を確立することにあります。

しかし、現状の亀山市の市民のまちづくり活動は、市民が行政と対等の立場で、また自発的に参画・協働するという状況には程遠いものがあります。

市民が行うまちづくり活動の多くは、身近な地域の課題に対して取り組むこととなります。

この活動は、地区コミュニティ、個人、自治会、事業者、NPO、市民活動団体、行政及び議会が単独又は協働して行われることとなります。

これらの活動をより機能的・効果的に行うには、市民・行政のまちづくりの課題の情報を発信し、協働相手を探し、実際の活動に結び付けていく調整と活動に対して必要な支援を行う機能が必要です。

活動のかなりの部分は、行政との協働になる可能性があります。例えば、「市道の草刈を行い行政から補助金が出た」という活動も、行政との協働といえます。

行政は、長年にわたって培われた強固な組織と事業を実施するノウハウを持っています。また、立場としての権力を持っています。これに対して、市民は行政と対等の立場で活動できるだけの権能を持ちません。

この条文は、市民のまちづくり活動が行政の「下請けやお手伝い」的な活動にならないように、

市民の立場（本条例の各規定）を保護し、

必要な費用は行政が負担するような協議の仲介を行う等の市民が行政と協働す

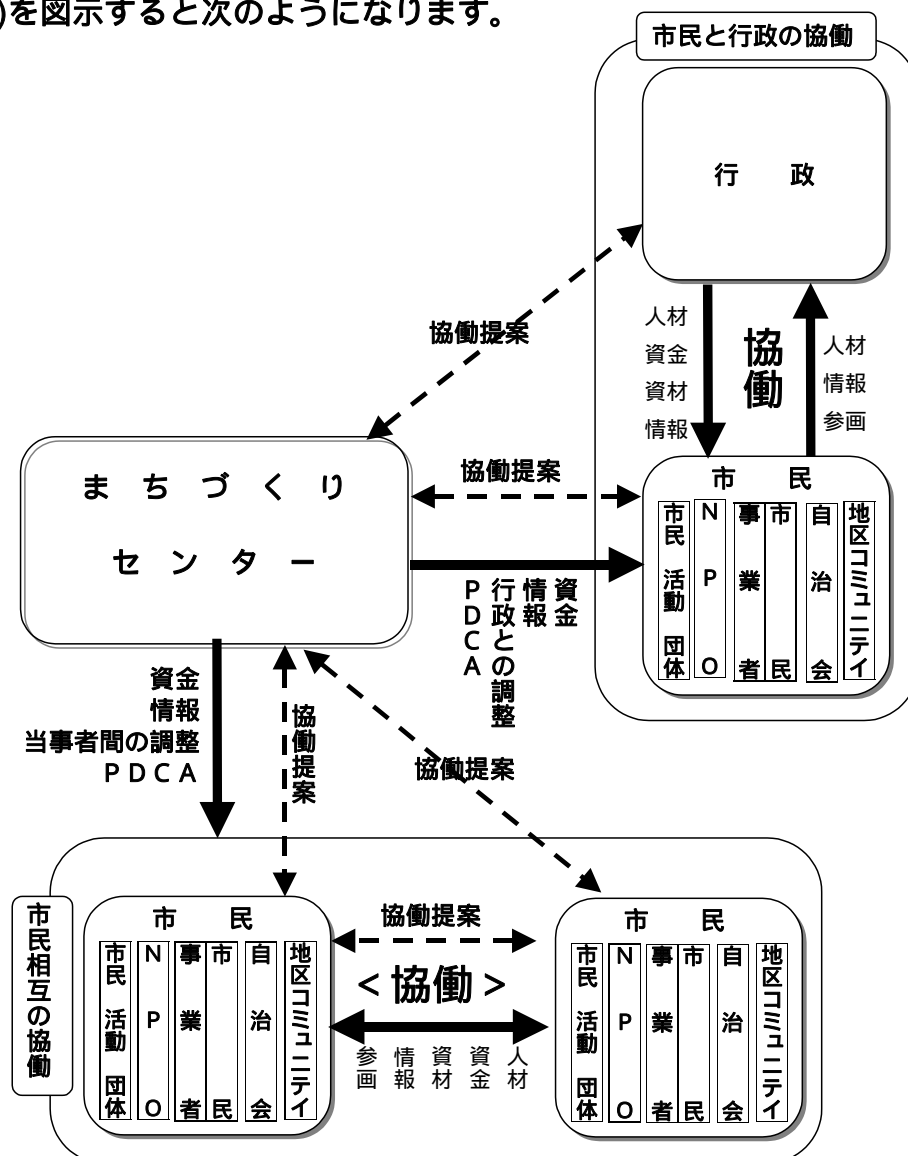
るに当たって、市民の立場を確固とするために協議・調整するという機能を持つ組織を市民が設置することとし、それを行政が設置の段階から健全な運営ができるようになるまでの期間を支援するという重要な規定です。

この中間支援組織を仮に「まちづくりセンター」(以下、「センター」といいます)とします。

センターの機能、役割は次が考えられます。

- (1) センターと現在の地区コミュニティ及び自治会等市民団体との関係は、市民相互及び市民と行政の間の調整・支援の関係だけであり、指揮命令という縦の関係は一切ないものとしなければならない。  
従って、地区コミュニティや自治会は従来どおりの活動を継続することになる。
- (2) まちづくり活動に当たっては、社会資源(人、もの、金、情報)が必要となるが、センターは、これら社会資源の支援(直接的な支援及び行政や他の活動団体との協働の調整)も行う。  
また、市民相互の協働に際しても、必要なコストを支援する。

上記(1)、(2)を図示すると次のようになります。



センターの事業は、以下が考えられます。

- (ア) まちづくりに関する総合情報センター事業
- (イ) 市民間の交流を促進する事業
- (ウ) まちづくりに関する市民や行政のニーズを把握する事業
- (エ) まちづくりに関する相談窓口事業
- (オ) 市民活動のための市民力を高める学習・教育事業
- (カ) まちづくりを担う人材育成と人材発掘の事業
- (キ) 行政に対する市民参画を調整する事業
- (ク) 市民相互、市民・議会及び行政との協働を調整する事業
- (ケ) 市民が行う地域課題解決の活動の支援
- (コ) 独自の収益事業

センターは、地域課題・全市的課題に対する活動を調整・支援するものであり、そのためには、これまで精力的に活動してこられた地区コミュニティ・自治会は、そのノウハウをセンターの業務に活かしていただきたいと考えます。

また、新たに、NPO 法人、市民活動団体、事業者もそれぞれの専門的知見を活かしてもらうためにセンターの業務に参画していただきたいと考えます。

#### <議論の経緯>

市民が行うまちづくり活動は、基本的には無償ではない。市民が活動するにはコスト(人、もの、金、情報)がかかり、無償では長続きしないという意見もありました。これに対して、現在も無償で継続的な活動を行っている団体もあるとの指摘もありました。

センターは、市民の活動を支援する資金を得るために、独自の収益事業を行う必要があります。例えば、徳島県上勝町のような市民の多くが意気に感じる(参加する)ような事業が立ち上がれば、市民にとって大きなインセンティブを与えることになり、それがまちづくりへ活動へのモチベーションを上げることにつながるという意見もありました。

#### 第2項について

##### <理由>

センターが機能することにより、市民のポテンシャルが顕在化し、議会及び行政と対等の立場で市民が主役のまちづくり活動が可能となるものと考えます。

そのためには、センターが、その目的のためにキチンと活動できる組織に成長することが必要です。

センターは、株式会社、NPO 等のような形態になろうとも、立上がり当初はあらゆる面で手探り状態であり、業務が軌道に乗るまでは外部(市民や行政や事業者)の支援は欠かせません。

市民からは、主に財政的支援と人的支援、行政からは、財政的支援と人的支援が考

えられます。事業者からは財政的支援が考えられます。

行政からの財政的支援には、直接的な出資のほかに、定常業務として業務（公的施設の指定管理者、調査研究等）を受注することが考えられます。

また、人的支援には、市民活動のノウハウに詳しい職員を派遣してもらうことが考えられます。

行政からの財政的支援は、センターが一本立ちする実力がつくまでの間となりますが、人的支援は行政との協働事業を円滑に進めるために継続することも考えられます

### 第3項について

<理由>

また、センターは、市民のまちづくり活動のための組織であり、市民の立場に立つことが必要であり、そのためには、市民が運営を担うことが必須条件です。

本条例では、センターについては、市民がまちづくりに参画・協働する場合に中間支援組織が必要との考えから、中間支援組織について最低限のことが規定されています。

センターを、誰が、どのような形態で設置し、どのような運営機構で具体的に何をするのかについては、今後、市民と行政が協議して決定していかなければなりません。

市民と行政の協議は、この条例の制定後、ただちに開始する必要があります。市民側の立ち上がりが遅れそうな場合は、行政は、市民の自立を促すためにも、センターの設置に向けて、とりあえず行政主導でセンター設置ための準備組織を作ることも必要と思います。



< 議論の経緯 >

センターの組織形態は、株式会社がもっとも望ましいといえます。

(1) 考えられる組織形態は次のとおりです。

- (イ) 行政内部の一組織
- (ロ) 特定非営利法人 (NPO)
- (ハ) 財団法人又は社団法人
- (ニ) 株式会社

実際の活動を想定して、各組織形態を比較した結果を下表に示します。

	行政組織の一部	社団法人・財団法人・NPO		株式会社	
	公設、公営	公設、民営	民設、民営	公・民設、民営	民設、民営
市民活動の拠点となる場所の提供					
市民活動の情報収集と発信					
地域ニーズの把握					
団体間の交流促進 ・ネットワーキング ・市民相互の協働の促進					
アドボカシーへの取り組み					
市民活動の人材育成					
行政との協働や市民参画の促進					
企業の社会貢献活動の促進、支援					
市民活動への資金援助	(行政資金あり)	<b>(行政資金あり)</b>	×(収益無し)	(収益事業あり)	(収益事業あり)
収益事業	×	×	×		
行政の意向の影響の程度	大	中(公設だが民営)	無し	少(公・民設)	無し
相対評価(1 3)	1	2.1	2	3.1	3

この結果をまとめると、

組織形態は、市民活動への支援資金となる収益事業が自由に行える株式会社が優れている。

株式会社は、行政からも出資することにより、行政の支援として市民活動の拠点と

なる場所を確保する（例えば、現在の「みらい」）ことも考えられことから、公・民設・民営が望ましいといえます。

株式会社を市民が行政と協働で設立した例は国内に多くあり、亀山市にとっても、できないことではありません。市民がまちづくりの主役であるという認識を行政が持てるかどうかにかかっています。

また、市民にとっても、持続可能な亀山市のために、自らがまちづくりに取り組む意欲があるというメッセージを明確に行政に発信することが必要です。

## 第4章 情報公開

### 第22条（情報公開、情報共有）

市民は、議会及び行政に関する情報を自ら取得する権利を持つ。

2 市民は、行政の保有する自己の個人情報に要求にもとづき開示及び訂正を求める権利を持つ。

3 事業者は市民の生命、身体、健康、生活に影響を与えると自ら判断した情報については積極的に公開するものとする。

4 行政は、すべての施策について形成過程、実施内容、実施状況、実施結果、今後の改善策について、その段階ごとに市民に説明するものとする。

5 行政（付属機関を含む）は、行政執行に関する情報を市民がすばやく取得できるように、次を整備することに努める。

(ア) 情報を分かりやすい表現に直す仕組み

(イ) 会議を公開する仕組み

(ウ) 文書その他の記録を要求に応じて公開する仕組み

#### <理由>

憲法に規定された基本的人権の「知る権利」の具現化です。

市民に情報公開請求権を付与することによって、公文書などの行政情報を市長・執行機関、議長・議会等に開示させることを義務付け、不十分であれば、異議申し立てや争訟が出来ます。

個人情報保護以外の情報は全て原則全面公開を義務付けることが必要です。

公文書作成ルールや保管ルールを市民の分かりやすい方法に改定します。

情報の文書化と、全面公開こそ、多数の市民参画を誘発し、協働を可能ならしめます。市民が意見を言い、提案を出しても、公文書に作成されないことは、「検討しない」ことの現れであり、無視に他なりません。これでは、市民の無関心は従来通りとなり、本条例が制定されても市民が動くとは思えません。

事業者（企業）情報については、原則公開です。

何故なら、行政機関への企業の申請等に基づく文書・情報は、公益性の確保を基に法令によって義務付けられているものが殆どであり、部分非開示や第三者照会などの必要のないものです。

行政の違法行為・非違行為に基づく市民の不利益、市としての損害など、その回復措置を実効的に図るためのオンブズ機能を確立し、公平な立場で運営することが必要です。

#### <議論の経緯>

第4項の「行政は、すべての施策について形成過程、実施内容、実施状況、実施結果、今後の改善策について、その段階ごとに市民に説明するものとする。」について、義務化して「～説明しなければならない。」としたほうが良いという意見がありました

た。

行政の責務として「～説明しなければならない。」とすると、その説明の内容（深度）が施策により不統一になりかねないこと、また事務量が膨大になり職員に過重な負担をかけることになりかねないため、「～説明するものとする」に留めました。

## 第5章 議会及び行政のあり方

### 第1節 議会及び行政のあり方

#### 第23条（議会のあり方）

議会は、まちづくりにおいて、法令の規定の他に、市民と共に行政を監督する責務がある。

2 議会は、議決すべき事件について、法令の定めによるほか、市民の声や地域課題を積極的に取り上げ市民の信託に応えなければならない。

#### <理由>

議会の最大責務は、本来、議決権行使に伴う執行機関の事業の修正や、市長・執行機関の施策に対する審査権の行使であります。

議会は、議員提案等もっと活発化してほしいという意見が多くありました。議会が自ら改革に取り組むことを強く望むところです。

その意味で、これからの亀山市のまちづくりにとって重要な役割を担う議会は、どうあるべきかを踏まえて条文素案を作成しました。

第2項の「市民の声や地域課題を積極的に取り上げ市民の信託に応えなければならない」に関連して、「考える会」で検討された案を以下に示します。

#### ・議会の全面公開

議事録は全ての会議で作成し、すべて公開とすることです。

#### ・市民の身近なところでの会議開催

議会への市民参画を円滑にするため、休日での会議開催、地域における出張会議を開催することです。

#### ・議員提案の活発化

議員提案案件については、提案者、提案内容、審議の過程、議決について市民に詳細に公表するものとします。

#### ・議員からの照会の処理のルール化

市民の要求を議員が行政に仲立ちした場合、議会は、その事案について文書で行政の報告を受けるとともに、当該議員の提案案件として審議することにします。また、議会はこの経緯の全てを公開しなければなりません。

#### <議論の経緯>

#### この条例における「議会」の取り扱いについて

市長は、『この考える会が議会について記述することは、市長の職務権限を越えるものであり、記述されたとしても、それを議会に提案することはできない。』と発言されました。

しかし、当考える会としては、まちづくりは、市民・議会・行政が協力し合って行

うものであるという基本的スタンスで条例に議会は外せないと考えています。

そして、議会は「こうあってほしい」という思いを、市長が議会に提案していただけるという期待を込めて記述しました。

ここに記述されている素案の各項目は、すでに他で実施されているものも含まれており、議会に異論があるとは考えられないものです。

市長には、議会と十分に協議されることを希望します。

また、議会では、「議会基本条例」制定に向けた活動が始まっていることを承知しています。当考える会では、ここで示した素案をその条例の骨子の一部として採用されることを強く希望します

#### 「全員協議会」等について

法律にも規定のない会議で、市民と議会を隔ててきた原因となっているので廃止するべきという意見がありました。

これは、議会から市民への公開、傍聴参加を積極的に呼びかけることもなく、議会事務局のプログラム通り執行機関の提案を容認してきたという経緯から考えて問題の大きい制度であるというものです。

また、会派人数による発言時間の制限などは、市民の信託の公平性・公正性の侵害となるという意見もありました。

## 第24条（行政のあり方）

行政は、まちづくりのために、市民の声や地域課題を積極的に取り上げ市民と協働する。

- 2 行政は、市民が行うまちづくりを支える役割を担う。
- 3 行政は、市民サービスの向上を目指して行財政改革による一層の効率的財政運営により常に均衡のとれた財政計画の立案と予算の執行を行わなければならない。
- 4 行政は、事業に当たっては、最小の経費で最大の効果を上げるよう努めなければならない。
- 5 行政は、税及び公共料金等の賦課徴収に当たっては、常に公正に行わなければならない。
- 6 行政は、行政の活動により市民が受ける不利益を簡易かつ迅速に解消させるために、別に定めるところにより不利益救済のための機関を設置するものとする。

### <理由>

まちづくりの主体として行政は大きな役割を果たします。このことから行政のあり方を規定します。

### <議論の経緯>

以下のような意見がありました。

- ・ 広く薄く取る、金持ちから厚く取る、という部分が市民には見えてこないのが事実です。
- ・ 課税、徴税に関する不公平感は、何時までも拭えないのは何故でしょうか。
- ・ 執行機関職員の公平性をどのように担保していくのでしょうか。
- ・ 人事による格差化が職員の事務遂行意欲や能力に影響していないでしょうか。
- ・ 上位機関による上位計画の押しつけが職員の市独自計画への遂行意欲を削ぐことになっていないでしょうか。その経過は、全て市民に公表してきたのでしょうか。そうでなければ、説明責任や説得力は失われます。
- ・ 議会選出委員などの人事案件に係る慣例はこれを廃止します。

#### 第25条（市長のあり方）

市長は、行政の最高責任者であり、住民の代表者としての認識を持って、主役である全ての市民のしあわせの実現のため全力を尽くす責務がある。

2 市長は、職員の能力を最大限引き出す責務がある。

3 市長は毎年度施策の方針を示さなければならない。

4 市長は、毎年度施策の到達点と生じた問題点を市民に対して分かりやすく説明する。

5 市長は、市民から提案や意見・批判・苦情の申立があれば、必要な調査を行い対応をとらなければならない。また、この場合その経緯を市民に説明しなければならない。

#### <理由>

市長はまちづくりの主体である行政の最高責任者であることからそのあり方について規定します。

#### <議論の経緯>

以下のような意見がありました。

市長の多選は弊害が多いとの観点から禁止すべきです。しかし、職業選択の自由を奪うことになるという議論があり、また、他の自治体においても多選禁止を謳った条文はないとのことで見送られました。

無投票についても意見があり、結果的に無投票になっているのであり市民が積極的に立候補するよう意識を高めていく必要があるという議論になりました。これについては、この条例の第8条で、市民自治を守る市民の権利として明記してあります。

専決事項としての人事案件についても、市長個人が決定を下すのではない仕組みを作る必要があります。

市長の企業役員等との兼職を禁止するべきです。



## 第26条（職員のあり方）

職員は、行政組織における第一線の実務者である。

- 2 職員は自らの能力を最大限発揮して職務執行を全うしなければならない。また、自己の能力開発・自己啓発の為日々研鑽を重ねると共に、創意工夫を図って職務を執行しなければならない。
- 3 職員は、自身の地縁・血縁などの利害から中立を保ち、市民に対して公正に職務にあたらなければならない。
- 4 職員は、職務執行の公正を妨げ、行政に対する市民の信頼を損なう行為及び市民の利益など公益に反する事実が生じ、又はまさに生じようとしている場合は、その旨をコンプライアンス委員会に通報することができる。
- 5 市長は、前項の正当な公益通報を行った職員が、その行為を理由に不利益を受けないことを保障しなければならない。

### <理由>

市職員はまちづくりの主体である行政の第一線の実務者であることからそのあり方について規定します。

また、市職員の公正さをどのように規定するかは、その地方自治体の民度そのものが試されると考え、そのあり方を明記しました。

### 第27条（監査機能の充実）

議会及び行政は、監査の精度向上を目的として、監査機能のなお一層の充実を図るものとする。

- 2 前項については、弁護士・会計士・専門家・市民等の市民参画により検討のうえ速やかに実施するものとする。

#### <理由>

現行の市の監査制度は、法令で定められた2名の委員のほかに、監査機能を高めるために1名増員して実施されています。

しかし、強化された監査の中でも、機能を十分に発揮できないなどの問題点は多くあるとの具体的な指摘があり、なお一層の充実を図ることが必要という意見が大勢となりました。

また、監査機能を充実する方策は、この条例制定後速やかに専門家を加えた市民参画で検討することにしました。

#### <議論の経緯>

議論の過程で、監査機能の充実の案として常設のオンブズ組織を設置する提案がなされました。

この組織は、次のことを行うとするものです。

- (ア) 外部監査制度（又は独自の委員選任による構成）の実施による行政効率評価の公表と改善勧告。
- (イ) 会計実務の改善・貸借対照表方式の採用（企業会計方式）による評価と結果の公表、改善勧告。
- (ウ) 財政力の検証、各種「基金会計」、市債発行の検証と結果の公表と改善勧告。
- (エ) 費用効果分析・便益の検証、結果の公表と改善勧告。
- (オ) 現行資産評価の厳密化と財産管理・資産運用方法の改善勧告。
- (カ) 違法な公金支出等財務会計行為に係る改善勧告・提訴。
- (キ) 行政運営上の違法行為の指摘と改善勧告・提訴。
- (ク) コンプライアンス委員会との連携。

この提案に対しては、この機関の機能は刑事告発や損害賠償請求などの問題とも直面する可能性がある重い内容を含んでおり果たして公募で委員が集まるのか、地方自治法上の外部監査制度とはどう違うのか、どれくらいの経費がかかりそれに見合う効果が望めるのか、現行の監査委員制度とはどう棲み分けるのか、という議論がありました。

そこで、まずはオンブズ組織を導入するののかも含めて、監査精度の向上（前述の内容の監査を行う）にはどうすればよいのかを検討することが必要であろうという結論となりました。

## 第28条(コンプライアンス委員会)

議会及び行政は、法令順守のなお一層の徹底を図るため、違法行為・不適正事務に対して、事実確認・調査・処分等を行う「亀山市コンプライアンス委員会」(以下、単に「コンプライアンス委員会」という。)を設置する。

- 2 コンプライアンス委員会の活動については、年度ごとに公表する。
- 3 コンプライアンス委員会の細部については、市民参画により別に定める。

### <理由>

亀山市では本年6月に定められた訓令「亀山市コンプライアンスの推進に関する規程」に基づき、「亀山市コンプライアンス委員会」や「亀山市コンプライアンス推進会議」が設置されることとなっています。

このコンプライアンス委員会は、「コンプライアンスの実効性を確保するため、市長が必要と認める事項について審査し、及び助言等する」機関として、コンプライアンス推進会議は、「亀山市職員に対する一定の公職にある者等からの要望等取扱要綱」に規定する要望等に関する調査・報告や、「亀山市職員等公益通報の処理に関する要綱」に基づく公益通報に関する調査・報告等を行う機関として、それぞれ設けられることとされています。

これに対して本会の議論では、職員による公益通報の受付窓口が庁内の法制執務室であること、コンプライアンス推進会議が副市長を会長とし市の職員によって構成される内部組織であることなどから、この体制では、職員による公益通報等は行われにくく、法令順守の徹底は難しいのではないかと、通報の受付・調査を担う第三者機関が必要と考えました。

この条例で云う「コンプライアンス委員会」は、上述の市長の訓令として存在するコンプライアンス委員会とは異なり、条例で規定された委員会です。

本条例に規定するコンプライアンス委員会が上位にあり、訓令の委員会は名称・形態等の改編が必要です。これについては、第3項に示したように、今後、市民参画により、条例のコンプライアンス委員会のあり方、訓令の取り扱い等の細部について検討することになります。

### <議論の経緯>

次の意見がありました。

食品偽装や不法投棄事件など現在の社会的問題は、組織内部の過度の効率重視・利益優先の結果、違法行為容認によって自己の地位を擁護しようとするモラルハザードに起因しています。

従来、法を順守すべき公務員の場合は、法に規定された禁止規定、制限規定を容認することはあり得ないとの前提で、事が進められているものの、公務員そのものが、保身と出世(昇進)のため上司や上部機関が放任・放置している違法行為を指摘できなかったという組織的欠陥をコンプライアンス委員会を設置することにより抜本的

に補うことが出来ると考えます。

また、コンプライアンス委員会があることにより、不正行為の通報者の公益保護の場として救済することが可能になります。

## 第6章 住民投票

### 第29条（住民投票）

市民、市長及び議会は、住民の意思を聴くことが必要な事件が発生した場合は、住民投票を求めることができる。

2 住民投票に当たっての、市民、市長及び議会からの請求要件、有権者要件、投票後の取り扱いなどは、別に住民投票条例で定める。

3 前項は、この条例の制定後、ただちに実施する。

#### <理由>

この会の意見としては、常設型の住民投票制度を設けた方が良いというのが大勢でした。

他の市町村ではときどき見られるような市長と議会との意見が分かれて調整がつかないといった事態が、亀山市でも生じた場合に備え、それを解決するために住民の意見を直接聴ける仕組みをあらかじめ用意しておいた方が良いのではないかと、今のところ住民投票を必要とするような案件は見当たらないかもしれないけれども、実際に必要になってからでは制度づくりが間に合わないので常設で定めておいた方が良いのではないかと、というのがその論拠です。

具体的な住民投票の要件は、事案によって異なるかもしれませんが、事案に直面して制度の必要性から議論していたのではますます事態は混乱すると思われる。

よって制度が存在することが重要なことと考えます。

市長と議会の対立図式になったときに、確実に市民の意思を聴ける住民投票は、対立を解決する有力な手段です。

そこで、この条例では常設型の住民投票の制度を設置することとし、その制度の詳細については、本条例の制定後、第17条の規定に基づきただちに市民参画で検討することにしました。

#### <議論の経緯>

住民投票の制度を常設型にするのか、個別型にするのかという議論がありました。とりあえず「制度が必要」と宣言だけしておいて、その制度の具体化は後日、行政・議会に委ねようという意見もありました。

会としては、10時間を超える議論の結果、常設型の制度があることに意義があるとの意見が大勢であり、条文のとおりとなりました。

## 第7章 他の団体及び関係機関との連携

### 第30条（他の団体及び関係機関との連携）

市は、国及び三重県と対等な立場で連携・協力し、まちづくりの発展のために、適切な関係を構築する。

2 市は、効率的な自治体運営や、環境の保全、安心安全のまちづくり、防災など、広域的な課題に取り組むため、他の自治体と積極的に連携及び協力する。

#### <理由>

市は、地方分権の理念に則って、国・県と対等の立場で、適切な関係を構築していきます。また、他の自治体とも積極的に連携・協力していくことを規定します。

## 第8章 実効性の確保

### 第31条（実効性の確保）

市民、議会及び行政は、この条例の普及啓発に努めるとともに、この条例が適切に運用・実施されているか、条例の内容が市・地域の変化に合っているかどうかを確認するために、条例の検証を行う。

2 本条例の見直し・検討は、4年を超えない範囲で行う。

3 市長は、条例の普及・啓発・検証・見直しを行うために、市民参画による、まちづくり基本条例推進委員会を設置する。

4 まちづくり基本条例推進委員会の組織及び運営については別途定める。

#### <理由>

本条例の定める基本理念、基本的ルールは、実際の施策や活動の中で実践されなければなりません。その一方では、時代の変化に応じて、市民のまちづくりのために、本条例は、よりよきものに改正されていくべきものです。そのため、市長や議会議員の任期を想定して4年を超えない期間ごとに本条例を検討し、その実効性の確保のために本条例を見直していく必要があります。

そこで、市民参画によりまちづくり基本条例推進委員会を設置し、本条例の実効性を確保します。

まちづくり基本条例推進委員会は、本条例の普及・啓発・検証・評価を行い、検討結果を市長に提言します。

#### <議論の経緯>

亀山市の他の条例では、条例の推進にかかる審議会等は条例本文で詳細に規定されていますが、本条例の場合は、本条例が市民参画のルールを定めるものであることから、あえて、本文で詳細な規定はおかず、別途、本条例の趣旨を活かした市民参画のもとで、まちづくり基本条例推進委員会の組織及び運営規定を定めることとし、ここでは、まちづくり基本条例推進委員会の果たすべき機能を規定するにとどめました。

亀山市まちづくり基本条例「基本的な考え方」

平成20年10月24日